



14

ホームレス

ホームレスとなった人々に対して、嫌がらせや暴行を加える事案が発生しています。ホームレスの自立の支援等においては、ホームレスの**人権に配慮するとともに、地域社会の理解と協力が必要です。**

平成14年に制定された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」では、ホームレスの自立の支援等に関してはホームレスの**人権に配慮することが求められています。**

また、同法に基づき、令和5年7月にホームレスの実態に関する全国調査の結果を踏まえて策定した「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」では、ホームレス及び近隣住民の双方の**人権に配慮しつつ、啓発広報活動、人権相談等の取組により、ホームレスの**人権の擁護を推進することが必要であること等が盛り込まれています。****

これらも踏まえ、法務省の**人権擁護機関では、ホームレスに対する偏見や差別の解消を目指して、人権啓発活動や人権相談、調査救済活動に取り組んでいます。**

■ホームレスに対する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
ホームレスに対する人権侵犯	1	1	0	0	0

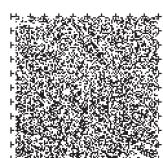
15

性的マイノリティ

性的マイノリティ（性的少数者）であることを理由とする偏見や差別により、苦しんでいる人々がいます。これらの人々は、社会の中で偏見の目にさらされ、昇進を妨げられたり、学校生活でいじめられたりするなどの差別を受けています。

政府は、これまで公共施設、医療、就業、学校、社会福祉等の様々な場面で生じている性的マイノリティに関する様々な課題について、取組を進めてきました。

こうした中、令和5年6月に、「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が成立・施行されました。同法に規定する「全ての



国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との基本理念にのっとり、政府では、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、関係府省庁が連携しながら、これまでの取組とともに国民の理解増進のための施策を推進しています。

法務省の人権擁護機関では、性的マイノリティに関する偏見や差別の解消を強調事項として掲げ、講演会等の開催や啓発冊子の配布等の各種人権啓発活動を実施するとともに、人権相談、調査救済活動に取り組んでいます。また、企業・団体における性的マイノリティに関する取組を促進するとともに、社会全体の性的マイノリティの方々に対する理解の増進に資するよう、企業・団体の取組事例を紹介する投稿型の特設サイト「Myじんけん宣言・性的マイノリティ編」を開設・運用しています。



「My じんけん宣言・性的マイノリティ編」
特設サイト

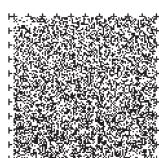
■性的マイノリティに関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
性的マイノリティに関する人権侵犯	17	9	9	26	12

16

人身取引（性的サービスや労働の強要等）

人身取引（性的サービスや労働の強要等）は重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められています。これは、人身取引が、その被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その被害の回復は非常に困難だからです。



政府は、令和4年12月に策定された「人身取引対策行動計画2022」に基づき、人身取引対策に係る情勢に適切に対処し、政府一体となった総合的かつ包括的な人身取引対策を推進しています。また、同計画に基づき、関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」を隨時開催し、我が国における人